

令和5年度企業・大学等連携型インターンシップ推進業務
企画提案仕様書

1 目的及び概要

企業の人材確保と学生等の県内定着を図るため、複数の企業が連携して多様な職場体験の機会を提供するインターンシッププログラムの構築を支援する。

2 実施地区

青森市及び八戸市

3 業務内容

下記（１）～（４）により、上記２の各地区において、企業・大学等連携型インターンシッププログラムの構築支援に係る取組を企画・運営すること。

（１）参加企業及び大学等の募集

- ・複数の企業の連携によるインターンシッププログラム（合計５日間以上）の構築を支援することとし、この取組に参加する企業及び当該インターンシッププログラムの単位認定を検討する大学等をHPなどで募集すること。
- ・参加者募集の際には、応募書類により、インターンシップ実施目的や実施可能なプログラムの特徴などを把握すること。
- ・応募内容をもとに県と協議したうえで、各地区、大学等及び複数の企業を参加者として選定すること。

（２）参加企業を対象とした勉強会の開催

効果的なインターンシップの実施につながる知識などを学ぶための勉強会を開催すること。

（３）インターンシッププログラム構築の支援

下記ア～エに掲げる取組などの実施によりインターンシッププログラムの構築を支援すること。

ア 参加企業の視察・ヒアリング

イ インターンシッププログラムの内容に関するアドバイス、大学関係者等との意見交換

ウ インターンシップ体験会の実施

- ・HPでの周知などにより、インターンシップ体験会に参加する学生を複数名確保すること。
- ・インターンシップ体験会の実施時期及び実施方法は、連携する大学等と協議して決定すること。

エ 体験会振り返り

体験会に参加した学生からの感想や意見などを参加企業にフィードバックする場を設けること。

(4) 成果報告会の開催

- ・プログラム構築に取り組んだ結果を他の県内企業等に普及させる場として、成果報告会を開催すること。
- ・参加した企業関係者及び大学関係者等に対してアンケートを実施し、事業目的に対する効果を測定すること。

4 履行期限

令和6年3月15日（金）

5 業務の進め方

- (1) 受注者は、上記3に掲げる業務の企画内容及び構成について、個々の取組を実施する概ね1週間前までに必要な資料を作成し、県の承認を得た後に取組を実施するものとする。
- (2) 県は、必要があると認めるときは、受注者に企画内容及び構成の変更を求めることができる。
- (3) 業務の進捗管理は受注者が行うものとし、進捗状況については随時県に報告するものとする。

6 権利関係

使用する映像及び音声等に係る著作権・肖像権などの権利関係に係る事業所等との処理・調整については受注者が行うこと。

7 成果品

事業実施の経過や実績、成果等を記載した事業報告書を作成し、事業完了時に日本産業規格A4簡易製本2部、電子媒体（DVD等）1部を提出すること。